

議会改革検討委員会日程（第11回）

平成28年11月18日（金）
午後3時 601会議室

1 検討課題の協議

- (1) 特別委員会の設置
- (2) 委員会資料の事前配布の検討
- (3) 委員会への資料提出のあり方
- (4) 常任委員会における重点調査項目の選定

2 その他

政令指定都市における税財政関係特別委員会の設置状況等一覧

H26年度実績

都市名	特別委員会設置 (予・決特以外)	税財政関係特別委員会設置	名称	定数	目的	調査期間	委員の改選	開催日数		
								開会中	閉会中	計
1 札幌市	○	○	大都市行財政制度調査特別委員会	22	将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査するとともに、時代の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応するため、行財政改革に関する基本的事項について調査することを目的とする。	調査終了まで	2年ごと	0	4	4
2 仙台市	○	×	※総務財政委員会にて対応 (常任委員会)	11				6	7	13
3 さいたま市	○	○	大都市行財政制度特別委員会	11	大都市にふさわしい行財政制度確立のための調査研究、地方分権改革推進のための調査研究	調査終了まで	2年ごと	4	1	5
4 千葉市	○	○	大都市制度・防災危機対策調査特別委員会	13	大都市の実態に対応した行財政制度の確立及び地方分権の推進に関する事項について調査するとともに、防災・危機対策に関する事項に係る諸問題について調査すること。	調査終了まで	1年ごと	4	2	6
5 横浜市	○	○	大都市行財政制度特別委員会	14	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	調査終了まで	1年ごと	2	6	8
6 相模原市	○	○	大都市制度に関する特別委員会	13	大都市制度に関する調査研究について	調査終了まで	改選しない ※正副委員長は毎年互選	3	2	5
7 新潟市	○	○	大都市制度調査特別委員会	13	大都市制度、地方分権及び新潟州構想等にかかわる調査、研究	調査終了まで	2年ごと	4	0	4
8 静岡市	○	×	※大都市税財政制度調査協議会	9				1	1	2
9 浜松市	○	○	大都市制度調査特別委員会	11	・大都市の行政実態に対応した制度の調査研究について ・地方分権の推進に関する調査研究について ・浜松市総合計画の策定に係る調査研究について	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	1	3	4
10 名古屋市	○	○	大都市制度・広域連携促進特別委員会	12	大都市の実態に対応するよう行財政制度の拡充強化を図るとともに、地方分権及び広域連携の促進並びに区役所改革に関する調査を行い、もって大都市・行財政制度の確立を期する。	調査終了まで	1年ごと	1	6	7
11 京都市	×	×	※経済総務委員会にて対応 (常任委員会)	14				10	10	20
12 大阪市	○	○	大都市・税財政制度特別委員会	20	(1)地方制度改革に関すること 1 地方分権に関すること 2 地方制度調査会に関すること 3 その他地方制度改革に関すること (2)市域に関すること (3)都市間協力に関すること (4)行政区の区域の変更等に関すること (5)大都市税源の拡充に関すること (6)大都市財源の拡充に関すること (7)大阪にふさわしい大都市制度のあり方に関すること (8)その他大都市の制度と機能の改善に関すること	調査終了まで	1年ごと	2	3	5
13 堺市	○	○	大都市制度・広域行政調査特別委員会	12	大都市行政の実態に対応する行財政制度、地方自治制度及び区役所のあり方を含めた都市制度並びに関西広域連合をはじめとする広域行政に関する施策等について調査審議する	調査終了まで	1年ごと	2	2	4
14 神戸市	○	○	大都市行財政制度に関する特別委員会	15	地方自治の本旨に基づく大都市制度・広域連携の在り方について調査するとともに、大都市の実態に即応する税財政制度の確立を図るために必要な事項について調査するため	調査終了まで	1年ごと	3	4	7
15 岡山市	○	○	都市活力・大都市制度調査特別委員会	12	1 大都市制度等に関する調査 2 大都市にふさわしい行財政制度のあり方に関する調査 3 中心市街地活性化・商業振興に関する調査	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	0	4	4
16 広島市	○	○	大都市税財政政策特別委員会	12	大都市税財政制度の充実強化について、調査研究する。	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	0	3	3
17 北九州市	×	×	※総務財政委員会にて対応 (常任委員会)	10				10	9	19
18 福岡市	○	×	※大都市税財政制度確立推進協議会	21				0	4	4
19 熊本市	○	×	※総務委員会にて対応 (常任委員会)	8				4	1	5
20 川崎市	×	×	※総務委員会にて対応 (常任委員会)	13				12	28	40

※予・決特以外の特別委員会を設置していない都市……京都市、北九州市、川崎市

※予・決特以外の特別委員会は設置しているが、税財政関係の特別委員会を設置していない都市……仙台市、静岡市、福岡市、熊本市

特別委員会の名称、目的、構成及び調査期間等について（案）

名 称：大都市税財政制度調査特別委員会

目 的：将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査・研究を行うこと。

構 成： 13人定員（総務委員会と同数構成）

(構成比： 所属議員数/議員定数)	係数	各年度
自民党 (31.67%)	4.12	4
公明党 (21.67%)	2.82	3
民進みらい (18.33%)	2.38	3
共産党 (18.33%)	2.38	3
無所属 (1.67%×6)	1.32 (0.22×6)	—
合計	13	13

※正副委員長：総務委員会の正副委員長と同一会派から選出

※これまで総務委員会で対応してきた案件であるため、無所属議員は所属しないことを前提とする。

調査期間：調査が終了するまで、閉会中も継続して調査する。

備 考：税財政特別委員長会議については、当該特別委員会委員長が出席することとする。

また、党派別要望行動については、当該特別委員会所属の各委員が対応することとする。

委員会資料の事前配付に関する申し合わせ 正副委員長案

- 1 常任委員会における審査、調査等に必要な資料については、所管局は委員会開催日の概ね2日から3日前まで（土・日を含まず）に正副委員長へ提出し、事前説明を行うものとする。
- 2 正副委員長への事前説明終了後、所管局は速やかに同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
ただし、正副委員長への説明の後、所管局において資料の精査などが必要となる場合もあるため、委員会当日の配付となることもある。
- 3 資料配付後、内容等の訂正があった場合は、速やかに正副委員長へ説明し、確認を得た後、議会局職員から各委員へ報告するものとする。
- 4 事前に説明、配付することが困難な事案（急きょ、日程追加する事案など）については、所管局は対応が可能となった時点で、速やかに正副委員長へ説明し、その後、同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
- 5 正副委員長、及び各委員は、事前に提出された資料について適切に管理するものとする。

委員会への資料提出のあり方に関する申し合わせ 正副委員長案

【改選期の対応】

改選年度の年度はじめから、改選後の新たな議会が構成されるまでの間に所管局からの情報提供される各種計画、指針等については、議会局がその内容を把握し、一覧にまとめ、新たな委員会が構成された時点で、各常任委員会正副委員長へ提示し、必要に応じて所管事務の調査（報告）として取り扱うものとする。

【年度末の議会閉会中の対応】

予算議会閉会後から年度末までの間、所管局から情報提供される各種計画、指針等については、現常任委員会委員長から新年度の常任委員会委員長へ申し送りを行い、必要に応じて所管事務の調査（報告）として取り扱うものとする。

常任委員会における重点調査項目の選定状況

○実施都市（3市）

さいたま市、京都市、北九州市

○実施内容

さい たま 市	<p>平成19年度より、通常6月定例会で調査研究テーマを決定し、年間を通して調査を実施している。所管事務調査の範囲において各委員会がテーマを設定している。</p> <p>委員会により活動内容は異なるが、市内視察、県外行政視察、参考人招致等を実施している。</p> <p>報告書の作成の有無は、委員会によって異なる。</p> <p>また、本会議において、調査研究の結果についての委員長報告を行うのが通例となっている。</p>
京 都 市	<p>市会改革推進委員会にて、平成23年度に「委員会から執行機関への政策提案」について検討した結果、常任委員会において研究すべきテーマの有無を議論し、検討が必要なテーマがあれば積極的に取り組んでいくこと、今後必要があればルール化についても検討することが確認された。</p> <p>それ以降、各常任委員会において、必要があれば年間テーマ等を設定し、これを踏まえて委員会視察や各委員による質問などが行われている。</p> <p>なお、年間活動計画の作成や結果報告等の取りまとめ、本会議における報告等は行っていない。</p>
北 九 州 市	<p>例年、すべての常任委員会において調査項目を設定し、調査を実施している。</p> <p>調査期間は特に定めはなく、年度途中で調査が終了することもある。その場合は新規の調査項目を適宜追加するなどしており、常に何らかの調査項目について調査を行っている状況である。</p> <p>なお、調査を終了した事件については、議長に報告書を提出している。</p>